

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第五条 法第四条第五項第五号の表の四の項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 営業日及び営業時間
- 二 取扱品目
- 三 生鮮食品等の引渡しの方法
- 四 委託手数料その他の生鮮食品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- 五 生鮮食品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（法第四条第五項第四号口に掲げる方法として業務規程に定められた決済の方法に限る。）
- 六 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(受託拒否の正当な理由)

第六条 法第四条第五項第五号の表の五の項の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- 一 販売の委託の申込みがあった生鮮食品等が食品衛生上有害である場合
- 二 販売の委託の申込みがあった生鮮食品等が当該卸売市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食品等と品質が同程度であると開設者が認める場合
- 三 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- 四 販売の委託の申込みがあった生鮮食品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- 五 販売の委託の申込みが法第四条第五項第五号の表の四の項の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- 六 販売の委託の申込みが当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- 七 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ロ 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二 中央卸売市場の開設者から当該中央卸売市場の施設の権原を取得し、地方卸売市場を開設しようとする者 前号に定める書類及び転換に係る中央卸売市場の施設に係る権原を取得したことを証する書類

(市場)

第五条 法第十五条第二項の農林水産省令で定める市場は、卸売場、生鮮食品等の保管所及び積込所、駐車場その他の生鮮食品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもつて運営されるよう配置されたこれら施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。

(取扱品目の部類)

第六条 法第十五条第二項の農林水産省令で定める取扱品目の部類は、次の各号に掲げる部類とする。

- 一 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食品等を従たる取扱品目とするもの
- 二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食品等を従たる取扱品目とするもの
- 三 食肉部 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食品等を従たる取扱品目とするもの
- 四 加工食品部 加工食品を主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食品等を従たる取扱品目とするもの
- 五 花き部 花きを主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食品等を従たる取扱品目とするもの